

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正案(概要)

(1) 事業者がその一般廃棄物の処理を委託する場合について

一般廃棄物の処理を委託することができる者(法第6条の2第6項の環境省令で定める者)

事業者がその一般廃棄物の処理を委託できる者として、市町村長の許可を受けた者以外の者を次のとおり定めることとする。

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処理を業として行う者

法第7条第1項ただし書又は第6項ただし書の環境省令で定める者(規則第2条又は第2条の3各号に掲げる者)

法第9条の8又は第9条の9の規定による環境大臣の認定を受けた者

特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理業者(法第14条の4第15項に基づき特別管理一般廃棄物の処理を業として行うことができる者)

特別管理一般廃棄物の処理を委託する場合の通知事項(令第4条の4第2号の環境省令で定める事項)

特別管理一般廃棄物の処理を委託する場合において委託業者に通知すべき事項を次のとおり定めることとする。

委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(2) 廃棄物の広域的処理に係る認定に関する事項について

法第9条の9又は第15条の4の3の規定による廃棄物の広域的処理に係る特例について、その対象となる廃棄物、認定の基準など、省令により定めるべき事項については、次のとおり。

対象となる廃棄物(法第9条の9第1項又は第15条の4の3第1項の環境省令で定める一般廃棄物又は産業廃棄物)

本認定制度は、広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理に資すると認められる廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度であることにかんがみ、下記の要件を満たすと認められる廃棄物とする。

製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造(当該製品の原材料又は部品の製造を含む。)加工、販売等の事業を行う者(以下「製造業者等」という。)が行う(他人に委託して当該処理を行う場合を含む。)ことによ

り、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されると認められるもの。

(趣旨)

製造業者等が処理を担うことにより、製品の性状・構造を熟知していることで高度な再生処理等が期待できること、処理段階での情報が生産段階にフィードバックされることを通じて生産工程での配慮が期待できること等の、第三者にはない適正処理のためのメリットが得られることを要件とする趣旨。

通常の運搬(積替え及び保管を含む。)の過程において容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないもの

(趣旨)

通常の運搬過程で容易に腐敗する等による生活環境の保全上の支障が生ずるものは、広域的な処理を促進するための業の許可の特例制度にはなじまない、との趣旨。

なお、法第9条の9又は第15条の4の3に基づく認定制度の施行に伴い、現行の指定制度(規則第2条若しくは第2条の3又は第9条若しくは第10条の3)について所要の見直しを行う。

広域的処理に係る認定の申請の方法(法第9条の9第1項又は第15条の4の3第1項の「環境省令で定めるところ」)

申請は、製造業者等が行うものとする。

申請は、上記の者が共同で、又は上記の者で構成する業界団体、組合等の単位(法人格を有するものに限る。)で行うことができる。

広域的処理に係る認定の基準(法第9条の9第1項各号又は第15条の4の3第1項各号の環境省令で定める基準)

イ 処理の内容に関する基準(法第9条の9第1項第1号又は第15条の4の3第1項第1号の環境省令で定める基準)

廃棄物の減量その他その適正な処理に資するものとして、次のいずれにも該当するものであること。

申請に係る廃棄物に係る製品の製造業者等が行う(他人に委託して行う場合を含む。)ことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

次に掲げる要件に適合する事業計画に従って申請に係る処理を行うこと。

- ・申請に係る処理を委託して行い、又は行おうとする場合にあっては、当該委託を受ける者の能力に則した事業を委託するものであること。
- ・申請に係る処理を行い、又は行おうとする者(申請者が当該処理を行わない場合にあっては、申請者を含む。)の事業及び責任の範囲が明らかになっていること。
- ・申請に係る処理の行程を一元的に管理するシステム(以下「管理システム」という。)を有することその他申請者が法第9条の9第6項(法第15条の4の3

第3項において準用する場合を含む。)に規定する責務を果たすために適正な措置が盛り込まれていること。

- ・申請に係る処理の行程において廃棄物処理基準に適合しない処理が行われ、それにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において当該支障の除去等について適正な措置が盛り込まれていること。

広域(相当数の都道府県)にわたり申請に係る廃棄物を収集するものであること。

再生又は熱回収を行わずに最終処分を行うものでないこと。

その他対象となる廃棄物に応じて環境大臣が必要と認める基準

- ロ 処理を行い、又は行おうとする者に関する基準(法第9条の9第1項第2号又は第15条の4の3第1項第2号の環境省令で定める基準)

事業計画に従い行う処理の事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

事業計画に従い行う処理の事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

法第7条第5項第4号イからヌまで又は法第14条第5項第2号イからヘまで(廃棄物処理業に係る欠格要件。以下「欠格要件」という。)のいずれにも該当しないこと。

廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境保全法令に基づく不利益処分を受け、その不利益処分があった日から5年を経過しない者でないこと。

その他対象となる廃棄物に応じて環境大臣が必要と認める基準

- ハ 処理の用に供する施設に関する基準(法第9条の9第1項第3号又は第15条の4の3第1項第3号の環境省令で定める基準)

廃棄物の収集又は運搬を行う場合にあっては、廃棄物が飛散・流出し、及び悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

上記の場合において、運搬車を有するときは、当該運搬車に環境大臣の認定を受けて当該認定に係る廃棄物の運搬を行う旨の表示を行うこと。

積替施設を有する場合には、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、及び悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

廃棄物の処分(再生を含む。以下同じ。)を行う場合にあっては、申請に係る処分に適する処理施設であるとともに、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ、維持管理が適正に行えるものであること。

廃棄物の処分を行う場合であって、保管施設を有するときは、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、及び悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

一般廃棄物の処分を行う場合であって、許可を要する施設(令第5条に定める

一般廃棄物処理施設)であるときは、法第8条第1項の許可を受けていること(法第15条の2の4(施設設置許可の特例)の対象となる一般廃棄物である場合にあっては、同条の規定の適用を受けることが可能な産業廃棄物処理施設の設置許可を受けていることを含む。)

産業廃棄物の処分を行う場合であって、許可を要する施設(令第7条に定める産業廃棄物処理施設)であるときは、法第15条第1項の許可を受けていること。

その他対象となる廃棄物に応じて環境大臣が必要と認める基準

認定の申請に必要な書類等(法第9条の9第2項又は第15条の4の3第2項の省令事項)

認定の申請に当たっては、以下に掲げる書類を必要とすることとする。

以下の事項を記載した申請書

- ・申請者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・申請に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する以下の事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・申請に係る処理の用に供する施設の種類、場所及び処理能力

以下に掲げる書類又は図面

- ・以下に掲げる事項を記載した事業計画書
 - 申請に係る処理を行う廃棄物の種類
 - 申請に係る処理を行う区域に関する事項
 - 申請に係る処理の行程に関する事項(処理フロー図等)
 - 申請に係る処理を行い、又は行おうとする者(申請者が当該処理を行わない場合にあっては、申請者を含む。)ごとの事業及び責任の範囲に関する事項
 - 年間の収集、中間処理(再生、熱回収その他の中間処理の行程ごと)及び埋立処分に供される廃棄物並びに再生によって得られる物の量並びに熱回収によって得られる熱量の見込み量
 - 再生によって得られる物の利用方法又は主な取引先
 - 管理システムの内容に関する事項
 - 管理システムのほか、申請者が法第9条の9第6項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する責務を果たすための措置に関する事項
 - 申請に係る処理の行程において廃棄物処理基準に適合しない処理が行われ、それにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合における当該支障の除去等のために講ずる措置に関する事項
- ・再生品を他人に有償で売却する場合にあっては、その価格の見込み額
- ・運搬車を用いて運搬を行う場合にあっては、当該運搬車に必要な表示の方法に関する事項を示す書類又は図面

- ・申請者が個人である場合にあつては、申請者の戸籍謄本
- ・申請者が法人である場合にあつては、定款及び登記簿謄本
- ・申請者の知識及び技能並びに経理的基礎に関する書類
- ・申請者が欠格要件及び不利益処分を受け、その不利益処分を受けた日から5年を経過しない者に該当しないことを示す書類
- ・申請者の委託を受けて処理を行い、又は行おうとする者が当該処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること並びに当該処理を的確に、かつ、継続的に行うに足る経理的基礎を有することを示す書類
- ・申請者の委託を受けて申請に係る処理を行い、又は行おうとする者が欠格要件及び不利益処分を受け、その不利益処分を受けた日から5年を経過しない者に該当しないこと並びにこれらの者がこれらの要件に該当することとなった場合には当該処理を行う者に委託しないこととすることを示す書類
- ・申請に係る処理の用に供する施設が許可対象施設である場合にあつては、許可証の写し
- ・申請に係る処理の用に供する施設が許可対象施設でない場合にあつては、八の施設に関する基準に適合したものであることを示す書類又は図面
- ・その他対象となる廃棄物に応じて環境大臣が必要と認める書類又は図面

変更の認定に関する事項

イ 変更の認定を要しない（届出で良い）軽微な変更（令第5条の8の環境省令で定める軽微な変更）

申請に係る処理を適正に実施するに当たり支障を生じない変更事項として、認定に係る処理の内容に関する事項のうち処理内容そのものの変更を伴わない変更等、認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項のうち氏名や住所の変更等を定めることとする。

ロ 変更の認定の手続（令第5条の8の「環境省令で定めるところ」）

変更の認定の申請は、申請者の氏名や住所、認定番号等並びに当該変更事項を記載した申請書に、当該変更の内容がわかる書類を添付して行うものとする。

ハ 認定証の交付に関する事項（令第5条の9の省令事項）

認定証は、以下に掲げる事項を記載した書類とする。

- ・認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- ・認定に係る処理を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名並びに当該者の行う処理の事業の内容
- ・認定に係る収集若しくは運搬又は処分を行う区域
- ・認定に係る廃棄物の種類
- ・その他必要な事項

二 廃止等の届出に関する事項（令第5条の10の省令事項）

廃止の届出は、認定を受けた者の氏名又は名称及び住所等のほか、認定に係る処理の事業の全部を廃止する場合にあってはその旨を、一部を廃止する場合にあっては当該廃止する事業の内容を記載した書類に、八の規定により交付を受けた環境大臣の認定証を添えて行うものとする。

軽微な変更等の届出は、認定を受けた者の氏名又は名称及び住所等のほか、当該変更事項を記載した書類に、当該変更の内容がわかる書類を添付して行うものとする。

その他

毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度における収集、中間処理（再生、熱回収その他の中間処理ごと）及び埋立処分に供された廃棄物並びに再生によって得られる物の量並びに熱回収によって得られた熱量の実績を環境大臣に報告しなければならないこととする。

法第15条の4の3第1項の認定に係る特例を受けて産業廃棄物の処理を業として行う者に委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務の適用除外とする。

（趣旨）

法第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第6項において、認定を受けた者は、当該認定に係る処理全体について適正処理を確保する責務を課せられており、当該処理の工程を一元的に管理するシステムを事業計画において位置づけることが求められていることによる。

（3）産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する特例に関する事項（法第15条の2の4関係）

対象となる一般廃棄物（法第15条の2の4の環境省令で定める一般廃棄物）

次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の処理施設（許可対象施設（令第7条各号に掲げる施設）であるものに限る。）の区分ごとに、当該右欄に定める一般廃棄物（当該処理施設の許可に係る産業廃棄物の種類と同一の種類であるものに限る。）とする。

当該処理施設の許可において種類等について限定が付されている場合は、その限定された範囲内において同一の種類であるものに限定される（ex.プラスチック製の容器包装が産業廃棄物となったものみの破碎について産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設については、プラスチック製の容器包装が一般廃棄物となったもののみが特例の対象となる）。

	産業廃棄物の処理施設	一般廃棄物
イ	廃プラスチック類（産業廃棄物であるものに限る。口において同じ。）の破碎施設	廃プラスチック類（特定家庭用機器、パーソナルコンピューターその他金属及びガラスがプラスチックと一体とな

		ったものが一般廃棄物となったものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ロにおいて同じ。)
ロ	廃プラスチック類の焼却施設	廃プラスチック類
ハ	木くず（産業廃棄物であるものに限る。）の破碎施設	木くず（一般廃棄物であり、かつ、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ニ及びホにおいて同じ。)
ニ	がれき類（産業廃棄物であるものに限る。）の破碎施設	がれき類
ホ	紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、獣畜若しくは食鳥に係る固形状の不要物又は動物の死体（産業廃棄物であるものに限る。）の焼却施設	紙くず、木くず、繊維くず、動物又は植物に係る固形状の不要物、獣畜又は食鳥に係る固形状の不要物及び動物の死体
へ	管理型産業廃棄物最終処分場	燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物又は植物に係る固形状の不要物、獣畜又は食鳥に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体並びにばいじん（一般廃棄物であるものに限る。）並びにこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

届出の手續等に関する事項（法第15条の2の4の「環境省令で定めるところ」）

法第15条の2の4の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する30日前までに、都道府県知事に提出することにより行うものとする。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・産業廃棄物処理施設の設置の場所、種類及び処理能力（最終処分場である場合にあっては、残余の面積及び容量）
- ・産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号、産業廃棄物の種類並びに許可に附された条件
- ・産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び年間の処理量の見込み等

届出書には、産業廃棄物処理施設の許可証の写し及び当該届出に係る一般廃棄物の処理を業として行うことができることを証する書類（一般廃棄物処理業の許可証等）を添付しなければならない。

都道府県知事は、届出を受理したときは、受理書を交付するものとする。

法第15条の2の4の規定に基づき産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物については、これを産業廃棄物とみなして維持管理基準、帳簿の記録等に関する規定を適用する（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令においても同様）。

届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくは処理する産業廃棄物に変更があった場合、又は一般廃棄物の処理の事業を廃止する場合は、当該届出に係る届出書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。（その場合には、第15条の2の4の特例の効力は失する。）

産業廃棄物処理施設の種類又は処理する産業廃棄物に変更があった場合において、当該変更後の産業廃棄物処理施設の種類又は処理する産業廃棄物に応じての一般廃棄物を処理する場合には、改めて第15条の2の4に基づき届け出ることによって法第15条の2の4の特例を受けることができる。

（４）その他

法第19条の4の2第1項の措置命令の命令書に記載すべき事項（法第19条の4の2第2項において準用する第19条の4第2項の環境省令で定める事項）

法第9条の9第1項の認定を受けた者（認定業者）が対象となる、法第19条の4の2第1項の措置命令の命令書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

講ずべき支障の除去等の措置の内容

命令の年月日、履行期限及び命令を行う理由

命令を受けた認定業者が、法第19条の7第1項第3号に該当するとき（当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき等）は、当該措置を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該措置に要した費用を徴収することがある旨

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物のうち保管上限の規制を受けるものについて（令第6条第1項第2号ロ（3）等の環境省令で定める一般廃棄物）

産業廃棄物に係る中間処理施設において、当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として、保管上限の規制を受けるものは、（3）の表（最終処分場に係る部分を除く。）の左欄に掲げる産業廃棄物の処理施設の区分ごとに、当該右欄に定める一般廃棄物とする。

本規定の適用を受ける処理施設は、許可対象施設であるか否かを問わない（したがって、法第15条の2の4の特例の対象となる施設に限らない）。